【振動の特定施設】

※「法律」＝振動規制法に定める特定施設（振動規制法施行令別表第一）
※「条例」＝宮城県公害防止条例に定める特定施設（公害防止条例施行規則別表第一第五号）

番号	法律	条例	施設の種類		規模又は能力
1	○	○	金属加工機械	イ．液圧プレス（矯正プレスを除く）	
				ロ．機械プレス	
				ハ．せん断機	原動機の定格出力が1kw以上
				ニ．鋳造機	
				ホ．ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上
2	○	○	圧縮機		原動機の定格出力が7.5kw以上
3	○	○	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kw以上
4	○	○	織機（原動機を用いるものに限る）		
5	○	○	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95kw以上
			コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が10kw以上
6	○	○	木材加工機械	イ．ドラムバーカー	
				ロ．チッパー	原動機の定格出力が2.2kw以上
7	○	○	印刷機械		原動機の定格出力が2.2kw以上
8	○	○	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）		原動機の定格出力が30kw以上
9	○	○	合成樹脂用射出成形機		
10	○	○	鋳造成形機（ジョルト式のものに限る）		
11		○	金属加工の用に供する施設	(1)圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上
				(2)製管機械	
				(3)ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が3.75kw以上
12		○	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）		定格出力が10kw以上
13		○	冷凍機		原動機の定格出力が7.5kw以上